

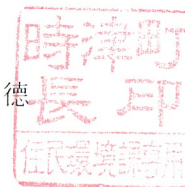
時津町指令5時住第341号  
令和5年10月3日

## 許 可 証

住所 長崎市浜町4番22号  
氏名 株式会社 松本紙店  
代表取締役 森 秀樹

令和5年9月20日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、時津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条第3項の規定により、下記のとおり許可する。

時津町長 吉田 義徳



### 記

- 許可番号  
時津一廃許第49号
- 一般廃棄物の種類  
事業系一般廃棄物、生活系一般廃棄物
- 収集、運搬及び処分の区別  
収 集、運 搬
- 許可期限  
令和5年10月26日～令和7年10月25日
- 許可条件  
クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターに搬入する場合は、時津町のごみ分別を行い、クリーンパーク長与又は時津クリーンセンターの指示に従うこと。  
なお、搬入時の処理手数料については、長与・時津環境施設組合手数料条例に規定してある額を納入すること。  
毎月の実績を報告書により翌月の10日までに提出すること。